The University of Osaka
Institutional Knowledge Archive

Title	春秋經傳集解譯稿續篇（一）：襄公元年～四年
Author(s)	岩本，憲司
Citation	中国研究集刊. 2001, 28, p. 1-28
Version Type	VoR
URL	https://doi.org/10.18910/61030
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

https://ir.library.osaka-u.ac.jp/

The University of Osaka

春秋經傳集解譯稿續篇（一）

――襄公元年～四年

岩本憲司

〔襄公元年〕

經元年春王正月公卽位

傳はない。この時、公の年齢は四歲であった。

附九年の傳文に「季武子對曰　會于沙隨之歲　寡君以生（注沙隨在成十六年）晉侯曰　十二年矣」とある。

經仲孫蔑會晉欒黶宋華元衞甯殖曹人莒人邾人滕人薛人圍宋彭城

傳魯は虛朾でともにはかったのに、（「及」ではなく）「會」と書いているのは、霸主（晉）に命をうけたのであって、（つまり）對等ではなかった、からである。

附成公十八年の傳文に「十二月孟獻子會于虛朾　謀救宋也」とある。なお、宣公七年の傳文に「凡師出　與謀曰及　不與謀曰會」とあり、注に「與謀者　謂同志之國　相與講議利害　計成而行之　故以相連及爲文　若不獲已　應命而出　則以外合爲文　皆據魯而言」とあり、その疏に引く『釋例』に「若夫盟主之令　則上行乎下　非匹敵和成之類　故雖或先謀　皆從不與謀之例」とあるのを參照。

經夏晉韓厥帥師伐鄭

經仲孫蔑會齊崔杼曹人邾人杞人次于鄫

傳「鄫」は、鄭地で、陳留の襄邑縣の東南部にあった。「次」を書いているのは、鄭に攻擊を加えず、鄫に次して晉の師を待った、からである。

附下の傳文に「於是東諸侯之師次于鄫　以待晉師」とあり、注に「齊魯曹邾杞」とある。なお、疏に引く『釋例』に「兵未有所加　所次則書之　以示遲速　旣書兵所加　則不書其所次」とあるのを參照。

經秋楚公子壬夫帥師侵宋

經九月辛酉天王崩

注傳はない。「辛酉」は、九月十五日である。

經郳子來朝

經冬衛侯使公孫剽來聘

注「剽」は、子叔黑背の子である。

附成公十年の傳文に「衛子叔黑背侵鄭」とある。

經晉侯使荀罃來聘

注（ここの）「冬」は、十月のはじめである。（つまり）王が崩じたが、赴告がまだとどいておらず、いづれの國もみな、その喪を聞いていなかったから、それぞれ、朝聘の禮を行なうことができ、傳が（「禮にかなっている」として）ほめているのである。

附下の傳文に「九月郳子來朝　禮也」とあり、また、「冬衛子叔晉知武子來聘　禮也」とある。なお、『禮記』曾子問に「曾子問曰　諸侯相見　揖讓入門　不得終禮廢者幾　孔子曰　六　請問之　曰　天子崩　大廟火　日食　后夫人之喪　雨霑服失容　則廢」とあるのを參照。

傳元年春己亥圍宋彭城

注下に「二月」があるから、ここの「己亥」は正月ということになるが、正月に己亥（の日）はない。（つまり）日の誤りである。

附注の「下有二月」については、下の傳文に「二月齊大子光爲質於晉」とある。

注の「正月無己亥」については、疏に「長厤推此年　正月庚戌朔」とある。

傳非宋地　追書也

注成公十八年に、楚が彭城を取って魚石を封じたから、「（もはや）宋地ではない」と言っているのである。（それなのに、經に「宋」とあるのは）夫子が《春秋》を治める際、（宋地であった過去に）さかのぼって書き、「宋」に繫げたのである。

附公羊傳文に「魚石走之楚　楚爲之伐宋　取彭城以封魚石」とあるのを參照。なお、成公十八年の傳文「今將崇諸侯之姦而披其地」の注に「謂楚今取彭城以封魚石」とある。

傳於是爲宋討魚石　故稱宋　且不登叛人也

注「登」は、成である（『爾雅』釋詁）。邑を獨占して君に叛くことをゆるさないから、彭城をもとどおり「宋」に繫げたのである。

(附)疏に引く『釋例』に「楚人棄君助臣　取宋彭城　以封叛者　削正興僞　雖非復宋地　故追書繫宋　不與楚之所得」とある。なお、公羊傳文に「楚已取之矣　曷爲繫之宋　不與諸侯專封也」とあるのを參照。

(傳)謂之宋志

(注)「宋」と稱しているのは、(彭城をとりもどしたいという)宋人の意志を(經文上で)成就させるためでもある。

(附)隱公元年の公羊傳文に「公何以不言卽位　成公意也」とあるのを參照。

(傳)彭城降晉　晉人以宋五大夫在彭城者歸　實諸瓠丘

(注)彭城が降服したことを(經に)書いていないのは、賤しんで省略したのである。「瓠丘」は、晉地である。河東の東垣縣の東南部に壺丘がある。「五大夫」とは、魚石・向爲人・鱗朱・向帶・魚府である。

(附)注の「河東東垣縣東南有壺丘」については、『續漢書』郡國志一に「河東郡(中略)垣(中略)有壺丘亭」とあるのを參照。なお、按勘記に「河東有垣縣　無東垣縣　周禮注說文及此杜注　皆衍東字　宜刪」とある。注の「五大夫云云」については、成公十八年の傳文に「同伐彭城　納宋魚石向爲人鱗朱向帶魚府焉」とある。

(傳)齊人不會彭城　晉人以爲討　二月齊大子光爲質於晉

(注)「光」は、齊の靈公の大子である。

(傳)夏五月晉韓厥荀偃帥諸侯之師伐鄭　入其郛

(注)荀偃を(經に)書いていないのは、元帥ではなかったからである。

(附)成公十八年の傳文に「韓獻子爲政」とあり、注に「於是欒書卒　韓厥代將中軍」とあるのを參照。なお、疏に「賈逵云　韓厥荀偃帥諸侯之師　謂帥宋衞滕薛伐鄭　齊魯曹邾杞次于鄫　故諸侯之師不序也　入郛不書者　晉人先以鄭罪令於諸侯　故書伐鄭　入郛既敗鄭不復告　故不書」とある。

(傳)敗其徒兵於洧上

(注)「徒兵」は、步兵である。「洧」水は、密縣から出て、東南に流れ、長平に至って、潁水に注いでいた。

(附)注の前半については、僖公二十八年の傳文「徒兵千」の注に「徒兵　步卒」とある。なお、その(附)を參照。注の後半については、『水經』に「洧水出河南密縣西南馬領山」とあるのを參照。また、『漢書』地理志上に「潁川郡(中略)陽城　陽城山　洧水所出　東南至長平入潁」とあるのを參照。なお、『史記』鄭世家「晉悼公伐鄭兵於洧上」の〈集解〉に「服虔曰　洧　水名」とある。

(傳)齊・魯・曹・邾・杞である。

(附)上の經に「仲孫蔑會齊崔杼曹人邾人杞人次于鄫」とある。
(傳)晉師自鄭以鄫之師侵楚焦夷及陳
(注)この時、(魯の)孟獻子は、鄫から先に歸國し、陳・楚への侵入に參加しなかった。だから、(侵入したことを、經に)書いていないのである。
(傳)晉侯衞侯次于戚　以爲之援
(注)韓厥の後援をしたのである。
(傳)秋楚子辛救鄭　侵宋呂留
(注)「呂」・「留」の二縣は、今、彭城郡に屬している。
(附)『續漢書』郡國志三に「彭城國(中略)呂　留」とあるのを參照。
(傳)鄭子然侵宋　取犬丘
(注)譙國の鄰縣の東北部に犬丘城があるが、(鄭から)遠回りで、疑わしい。
(附)洪亮吉『春秋左傳詁』に「犬丘當作太丘　傳寫誤移點在上　爾雅　宋有太丘　漢書郊祀志　周顯王四十一年宋太丘社亡　是也」とある。
(傳)九月邾子來朝　禮也
(注)邾の宣公である。
(傳)冬衞子叔晉知武子來聘　禮也　凡諸侯卽位　小國朝之
(注)小が大につかえるのである。
(傳)大國聘焉
(注)大が小をいつくしむのである。
(傳)以繼好結信　謀事補闕　禮之大者也
(注)「闕」は、過〔あやまち〕と同じである。禮は、國家を安んじ人民を利することを重んじるのである。
(附)宣公二年の傳文「衮職有闕」の注に「闕　過也」とあるのを參照。また、成公二年の傳文「其晉實有闕」の注に「闕　失」とあるのを參照。

〔襄公二年〕

(經)二年春王正月葬簡王
(注)傳はない。(死後)五箇月で葬ったのは、はやすぎる。
(附)元年に「九月辛酉天王崩」とある。なお、隱公元年の傳文に「天子七月而葬」とあるのを參照。
(經)鄭師伐宋
(注)「伐」と書いているのは、赴告に從ったのである。
(附)下の傳文に「春鄭師侵宋」とある。
(經)夏五月庚寅夫人姜氏薨

㊟六月庚辰鄭伯睔卒

㊟（名を書いているのは）襄公と同盟はしていなかったけれども、名をもって赴告してきた（からである）。「庚辰」は、七月九日である。「六月」（のこと）と（して）書いているのは、経の誤りである。

㊟注の前半については、僖公二十三年の傳文に「凡諸侯同盟　死則赴以名　禮也　赴以名則亦書之（注　謂未同盟）不然則否（注　謂同盟而不以名告）辟不敏也」とあるのを参照。

注の後半については、下の傳文に「秋七月庚辰鄭伯睔卒」とある。なお、疏に引く『長厤』に「書於六月　經誤」とあるのを参照。

㊟晉師宋師衛甯殖侵鄭

㊟宋は（將が）卿ではなかったが、師は重いから、衛の上においているのである。

㊟秋七月仲孫蔑會晉荀罃宋華元衛孫林父曹人邾人于戚　己丑葬我小君齊姜

㊟「齊」は、謚（おくりな）である。（死後）三箇月で葬ったのは、はやすぎる。

㊟上に「夏五月庚寅夫人姜氏薨」とある。なお、隱公元年の傳文に「諸侯五月」とあるのを参照。

㊟叔孫豹如宋

㊟豹は、ここで始めて、齊からもどり、卿となったのである。

㊟成公十六年の傳文に「召叔孫豹于齊而立之」とあり、注に「近此七月　聲伯使豹請逆於晉　聞魯人將討僑如　豹乃辟其難先奔齊　生二子而魯乃召之　故襄二年豹始見經傳於此因言其終」とある。

㊟冬仲孫蔑會晉荀罃齊崔杼宋華元衛孫林父曹人邾人滕人薛人小邾人于戚　遂城虎牢

㊟これによって鄭を威壓したのである。

㊟注の「富」は、諸本に從って、「偪」に改める。なお、下の傳文に「孟獻子曰　請城虎牢以偪鄭」とある。

㊟楚殺其大夫公子申

㊟二年春鄭師侵宋　楚令也

㊟彭城のためである。

㊟元年の傳文に「彭城降晉」とある。

傳 齊侯伐萊　萊人使正輿子賂夙沙衛以索馬牛皆百匹

注 「夙沙衛」は、齊の寺人〔宦官〕である。「索」とは、よいものをえらぶということである。

附 『禮記』曲禮下に「大夫以索牛」とあり、注に「索　求得而用之」とあるのを參照。なお、『史記』夏本紀「萊夷爲牧」の〈索隱〉に「服虔以爲東萊黃縣是」とある。

傳 齊師乃還　君子是以知齊靈公之爲靈也

注 謚法では、亂れているのにそこなわれない〔滅びない〕のを「靈」という。謚がその行ないに應じている、ということである。

附 十三年の傳文「請爲靈若厲」の注に「欲受惡謚以歸先君也　亂而不損曰靈　戮殺不辜曰厲」とある。なお、『逸周書』謚法解に「亂而不損曰靈」とあるのを參照。また、『莊子』則陽に「仲尼問於大史大弢伯常蹇猶韋曰　夫衛靈公飲酒湛樂　不聽國家之政　田獵畢弋　不應諸侯之際　其所以爲靈公者何邪　大弢曰　是因是也」とあり、郭注に「靈卽是無道之謚也」とあるのを參照。

傳 夏齊姜薨　初穆姜使擇美檟

注 「檟」は、梓の類である。

附 『說文』に「檟　楸也」とあり、また、「楸　梓也」とあるのを參照。また、『周禮』考工記總敘「攻木之工　輪輿弓廬匠車梓」の注に「梓　榎屬也」とあり、その〈釋文〉に「榎屬　古馬反　字或作檟」とあるのを參照。

傳 以自爲櫬與頌琴

注 「櫬」は、棺である。「頌琴」は、琴の名で、雅琴というのと同じである。いづれもみな、(自分の)送葬に使わせるつもりであった。

附 注の「櫬　棺也」については、僖公六年の傳文「士輿櫬」の注に、同文がみえる。なお、その附を參照。

傳 季文子取以葬　君子曰　非禮也　禮無所逆　婦養姑者也　虧姑以成婦　逆莫大焉

注 穆姜は、成公の母であり、齊姜は、成公の婦〔よめ〕である。

傳 詩曰　其惟哲人　告之話言　順德之行

注 「詩」は、大雅(抑)である。「哲」は知であり、「話」は善である。知者は、事を行なうのに、つねに從順である、ということである。

附 毛傳に「話言　古之善言也」とあり、鄭箋に「語賢知之人以善言　則順行之」とあるのを參照。

傳 季孫於是爲不哲矣

注 德にさからった、ということである。

傳且姜氏　君之妣也

注（齊姜は）襄公の適母であるから、「君の妣」と言っているのである。

附疏に「曲禮曰　生曰父曰母　死曰考曰妣　襄公是成公之妾定姒所生　齊姜是其適母　故曰君之妣也」とある。なお、安井衡『左傳輯釋』に「中井積德云　姜氏指穆姜　襄公之祖母也　詩祖妣謂祖父與祖母也　此引單指祖母亦謂祖母之不可不敬耳　季孫之罪　在虧祖母　是爲不敬矣　若於齊姜　未見不敬之意　衡案　君子至哲矣　論季孫失事穆姜之禮　以下論失事齊姜之禮　故以且字起之　引詩者　言凡烝畀祖妣　以洽百種之禮　今奪姑材以爲婦棺　是陷齊姜於非禮　非以洽百禮也　祖妣互文　祖謂祖考　妣謂母　高祖父母以下　總括在中　禘祫則幷指始祖以下　不獨謂祖父母也　生稱父母　死稱考妣　禮有明文　穆姜未死　而履軒以妣爲穆姜　是以死母之稱　施之生祖母也　況所引豊年祀先祖之詩　可以證不敬生祖母之罪乎　古人雖不拘　必無此事矣」とあるのを參照。

傳詩曰　爲酒爲醴　烝畀祖妣　以洽百禮　降福孔偕

注「詩」は、周頌（豊年）である。「烝」は進（すすめる）であり、「畀」は與（あたえる）であり、「偕」は徧（あまねし）である。敬して祖妣につかえれば、鬼神が福を降す、ということを言っているのである。（今ここで）季孫が姜氏を葬るのに禮をもってしなかったということは、祖妣に對して不敬であったということである。

附毛傳に「皆　徧也」とあり、鄭箋に「烝　進　畀　予也」とあるのを參照。

傳齊侯使諸姜宗婦來送葬

注「宗婦」とは、同姓の大夫の婦である。婦人が國境を越えて送葬するのは、非禮である。

附注の前半については、莊公二十四年「戊寅大夫宗婦覿用幣」の注に、同文がみえる。なお、その附を參照。注の後半については、『禮記』檀弓下に「婦人不越疆而弔人」とあり、注に「不通於外」とあるのを參照。

傳召萊子　萊子不會　故晏弱城東陽以偪之

注六年の「（齊侯）滅萊」のために傳したのである。「東陽」は、齊の國境の邑である。

附疏に「世族譜不知萊國之姓」とある。

傳鄭成公疾　子駟請息肩於晉

注楚の使役を免れようとしたから、負擔で喩えたのである。

附『淮南子』氾論訓に「肩荷負儋之勤」とあるのを參照。

傳公曰　楚君以鄭故　親集矢於其目

注鄢陵の戰いで、晉が楚王の目を射た、ことをいう。

附成公十六年に「甲午晦晉侯及楚子鄭伯戰于鄢陵　楚子鄭師敗績」とあり、傳に「及戰　射共王中目」とある。

傳非異人任　寡人也

注楚子がこのような患難を引き受けたのは、他の人のためではなく、自分（私）のためである、ということである。

附成公二年の傳文に「自今無有代其君任患者」とあるのを参照。なお、注の「在此患」の「在」は、諸本に従って、「任」に改める。

傳若背之　是棄力與言　其誰暱我

注「言」とは、盟誓の言である。

附『釋文』に「棄力　服本作棄功」とある。

傳兒寡人　唯二三子

傳秋七月庚辰鄭伯睔卒　於是子罕當國

注君事を代行したのである。

傳子駟爲政

注政卿となったのである。

傳子國爲司馬　晉師侵鄭

注晉が喪（中）を伐ったのは、非禮である。

附傳文の「衛」は、諸本に従って、「鄭」に改める。

傳諸大夫欲從晉　子駟曰　官命未改

注成公は埋葬がすんでおらず、嗣君は喪があけていなかったから、「まだ改まっていない」と言ったのである。（つまり）先君の意志にそむくまいとしたのである。

傳會于戚　謀鄭故也

注鄭がひさしく晉に叛いていたから、これを討つ相談をしたのである。

傳孟獻子曰　請城虎牢以偪鄭

注「虎牢」は、もと、鄭の邑で、今ここでは、晉に屬していた。

附莊公二十一年の傳文に「王與之武公之略自虎牢以東」とあるのを参照。

傳知武子曰　善　鄫之會　吾子聞崔子之言　今不來矣

注元年に、孟獻子が、齊の崔杼と鄫で次舍したとき、崔杼に、晉に對する不平の發言があり、獻子は、そのことを、知武子に知らせたのである。

附元年に「仲孫蔑會齊崔杼曹人邾人杞人次于鄫」とある。

傳滕薛小邾之不至　皆齊故也

注三國は、齊の仲間である。

傳寡君之憂不唯鄭

注さらに、齊の離叛が心配である、ということである。

傳罍將復於寡君　而請於齊

注（虎牢に）城く事を晉君に申し上げ、齊に參加を請うて、齊の心意を觀ようとしたのである。

傳得請而告　吾子之功也

注「得請」とは、齊人が命に應ずることをいう。（「告」とは）虎牢の築城に參加するよう、諸侯に告げるのである。

傳若不得請　事將在齊

注齊を伐つことになる。

傳吾子之請　諸侯之福也

注虎牢に城けば、鄭を服從させ、征伐をやめることが出來る。

傳豈唯寡君賴之

注傳は、荀罃（知武子）がよく善謀を採用したことを言っているのである。

傳穆叔聘于宋　通嗣君也

傳冬復會于戚　齊崔武子及滕薛小邾之大夫皆會　知武子之言故也

注武子が「齊を伐つことになる」と言ったので、齊人は懼れ、小國をひきいて會（に參加）したのである。

附上の傳文に「若不得請　事將在齊」とあり、注に「將伐齊」とある。

傳遂城虎牢　鄭人乃成

注孟獻子の策謀どおりになったのである。

傳楚公子申爲右司馬　多受小國之賂　以偪子重子辛

注彼らの權勢を強奪したのである。

傳楚人殺之　故書曰楚殺其大夫公子申

注國討の表現にされているわけを言ったのである。

附文公六年「晉殺其大夫陽處父」の注に「處父侵官　宜爲國討　故不言賈季殺」とあるのを參照。なお、その附も參照。

〔襄公三年〕

經三年春楚公子嬰齊帥師伐吳　公如晉

經夏四月壬戌公及晉侯盟于長樗

注晉侯は、國都を出て、公と外で盟ったのである。

附公羊の何注に「盟地者　不于都也」とあるのを參照。なお、疏に「文三年公如晉　公及晉侯盟　盟不書地　在晉都也」とある。

經公至自晉

注傳はない。長樗からもどったとしていないのは、もとも と會ではなかったからである。

附疏に「此盟于長樗　晉侯爲盟之故　暫出城耳　本非刻期聚會之處　唯得以自晉告廟　不得以長樗告也」とある。

經六月公會單子晉侯宋公衛侯鄭伯莒子邾子齊世子光　己未
同盟于雞澤

注「雞澤」は、廣平の曲梁縣の西南部にあった。周の靈王があらたに卽位し、王官の伯に、出て諸侯と盟わせ、それによって王室を安んじたから、譏りがないのである。

附注の前半については、『續漢書』郡國志二に「魏郡（中略）曲梁　侯國　故屬廣平　有雞澤」とあるのを參照。注の後半については、僖公八年「春王正月公會王人齊侯宋公衛侯許男曹伯陳世子款盟于洮」の注に「王人與諸侯盟　不譏者　王室有難故」とあるのを參照。なお、疏に引く『釋例』に「未有臣而盟君　臣而盟君　是子可盟父　故春秋王世子以下　會諸侯者　皆同會而不同盟　洮之盟　王室有子帶之難　襄王懼不得立　告難于齊　遣王人與諸侯盟　故傳釋之曰謀王室　以明王勑其來盟　非諸侯所敢與也　踐土之盟　王子虎臨諸侯　而不與同歃　故經但列諸侯　而傳具載其實　此實聖賢之垂意　以爲將來之永法也　一年之間　諸侯輯睦　翼戴天子　而翟泉之盟　子虎在列　君子以爲　非天子之命　虧上下常節　故不存魯侯　而人子虎　以示篤戒也　今雞澤之會　單子與盟　亦王所命也」とある。

經陳侯使袁僑如會

注陳は、楚の政をにくんで、來て晉についたのである。（つまり）本來、會に呼び寄せたのではなくて、自主的にやって來たから、「如會」と言っているのである。

附下の傳文に「楚子辛爲令尹　侵欲於小國」とある。なお、僖公二十八年「陳侯如會」の注に「陳本與楚　楚敗　懼而屬晉　來不及盟　故曰如會」とあるのを參照。ちなみに、公羊傳文に「其言如會何　後會也」とあり、また、穀梁傳文に「如會　外乎會也」とある。

經戊寅叔孫豹及諸侯之大夫及陳袁僑盟

注諸侯が盟った後で、袁僑が到着したから、大夫に、別に袁僑と盟わせたのである。「諸侯の大夫」と言えば、雞澤にいた諸侯である（ことがわかる）。袁僑を別に書いているのは、諸侯の大夫が盟ったわけは、袁僑と盟うためであった、ということを明らかにしたのである。（なお）傳によれば、盟は秋にあり、〈長歷〉で推算すると、「戊寅」は、七月十三日であるから、（六月のこととしているのは）經の誤りである。

附注の前半については、公羊傳文に「曷爲殊及陳袁僑　爲其與袁僑盟也」とあるのを參照。注の後半については、下の傳文に「秋叔孫豹及諸侯之大夫及陳袁僑盟」とある。

經秋公至自會

㊟傳はない。

經冬晉荀罃帥師伐許

傳三年春楚子重伐吳　爲簡之師

㊟「簡」は、選練〔よりすぐる〕である。

傳克鳩茲　至于衡山

㊟「鳩茲」は、吳の邑で、丹陽の蕪湖縣の東部にあった。今の皐夷である。「衡山」は、吳興の烏程縣の南部にあった。

傳使鄧廖帥組甲三百被練三千

㊟「組甲」・「被練」は、いづれもみな、戰備である。「組甲」は、漆を塗った甲〔よろい〕に組〔くみひも〕の飾りをつけたものである。「被練」は、練〔ねりぎぬ〕の袍〔うわぎ〕である。

㊟異說として、疏に「賈逵云　組甲　以組綴甲　車士服之　被練　帛也　以帛綴甲　步卒服之　凡甲所以爲固者以盈竅也　帛盈竅而任力者半　卑者所服　組盈竅而盡任力　尊者所服　馬融云　組甲　以組爲甲裏　公族所服　被練　以練爲甲裏　卑者所服」とあり、また、『初學記』卷第二十二に「服虔注曰　以組綴甲」とある。

傳以侵吳　吳人要而擊之　獲鄧廖　其能免者　組甲八十被練三百而已　子重歸　既飲至三日　吳人伐楚　取駕　駕　良邑也　鄧廖　亦楚之良也　君子謂　子重於是役也所獲不如所亡

㊟（「君子」とは）當時の君子である。

㊟疏に「傳言君子多矣　獨此言當時君子者　諸言君子論議往事　多是丘明自言　託之君子　此傳君子謂子重亡多於獲　楚人以君子之言咎責子重　不得爲後世君子　故云當時君子」とある。

傳楚人以是咎子重　子重病之　遂遇心疾而卒

㊟なやみいかったから、心のやまいにかかったのである。

㊟傳の「心病」の「病」は、諸本に從って、「疾」に改める。

傳公如晉　始朝也

㊟公が卽位して朝したのである。

傳夏盟于長樗　孟獻子相　公稽首

㊟（「相」とは）儀禮をたすけたのである。「稽首」とは、額を地につけたのである。

㊟注の前半については、成公二年の傳文「使相告之曰」の注に「相　相禮者」とある。なお、その㊟を參照。

注の後半については、僖公二十八年の傳文「重耳敢再拜稽首」の注に、同文がみえる。なお、その㊟を參照。

傳知武子曰　天子在　而君辱稽首　寡君懼矣

㊟稽首は、天子につかえる禮である。

傳孟獻子曰　以敝邑介在東表　密邇仇讎

㊟「仇讎」とは、晉と爭っている齊・楚をいう。

傳寡君將君是望　敢不稽首

㊟傳は、獻子が、盟主にかたくつかえることが出來た、ことを言っているのである。

傳晉爲鄭服故　且欲脩吳好

㊟鄭が服したことは、前年にある。

㊟二年の傳文に「遂城虎牢　鄭人乃成」とある。

傳將合諸侯　使士匄告于齊曰　寡君使匄　以歲之不易　不虞之不戒　寡君願與一二兄弟相見

㊟「不易」は、多難である。「虞」は、度〔はかる〕である。「戒」は、備である。列國の君は、互いに「兄弟」とよび合う。

㊟注の「不易　多難也」については、昭公四年の傳文「以歲之不易」の注に「不易　言有難」とある。なお、『論語』子路に「爲君難　爲臣不易」とあるのを參照。

注の「虞　度也」については、桓公十七年の傳文「備其不虞」の注に、同文がみえる。なお、その㊟を參照。

傳以謀不協　請君臨之　使匄乞盟　齊侯欲勿許　而難爲不協　乃盟於蒗外

㊟士匄と盟ったのである。「蒗」は、川の名である。

傳祁奚請老

㊟「老」は、致仕〔引退する〕である。

㊟宣公十七年の傳文「范武子將老」等の注に、同文がみえる。なお、注の「故」は、諸本に從って、「老」に改める。

傳晉侯問嗣焉

㊟「嗣」は、その職をつぐ者である。

傳稱解狐　其讎也　將立之而卒

㊟解狐が卒したのである。

傳又問焉　對曰　午也可

㊟「午」は、祁奚の子である。

㊟『國語』晉語七に「祁奚辭於軍尉　公問焉　曰　孰可對曰　臣之子午可」とあるのを參照。

傳於是羊舌職死矣　晉侯曰　孰可以代之　對曰　赤也可

㊟「赤」は、職の子の伯華である。

㊟下の傳文に「伯華得官」とある。

傳於是使祁午爲中軍尉　羊舌赤佐之

㊟それぞれ、その父に代わったのである。
㊟成公十八年の傳文に「祁奚爲中軍尉　羊舌職佐之」とある。
傳君子謂　祁奚於是能舉善矣　稱其讎　不爲諂　立其子　不爲比　舉其偏　不爲黨
㊟「諂」は、媚（こびる）である。「偏」は、屬（部下）である。
傳商書曰　無偏無黨　王道蕩蕩
㊟「商書」は、洪範である。「蕩蕩」とは、公平無私なことである。
傳其祁奚之謂矣　解狐得舉
㊟（死んだため）位を得るには至らなかったから、「得舉」と言っているのである。
㊟上の傳文に「將立之而卒」とあり、注に「解狐卒」とある。
傳祁午得位　伯華得官　建一官而三物成
㊟「一官」とは、軍尉のことである。「物」は、事である。
㊟『周禮』大司徒「以鄉三物教萬民而賓興之」の注に「物猶事也」とあるのを參照。
なお、疏に「服虔云　所舉三賢　各能成其職事」とある。
傳能舉善也夫　唯善　故能舉其類　詩云　惟其有之　是以似之　祁奚有焉
㊟「詩」は、小雅（裳裳者華）である。有德の人だけが、自分に似た者を推舉できる、ということである。
傳六月公會單頃公及諸侯　己未同盟于雞澤
㊟「單頃公」は、王の卿士である。
㊟成公元年の傳文「單襄公如晉拜成」の注に「單襄公　王卿士」とあるのを參照。
傳晉侯使荀會逆吳子于淮上　吳子不至
㊟道が遠く、難儀が多かった（からである）。
傳楚子辛爲令尹　侵欲於小國　陳成公使袁僑如會求成
㊟楚の侵奪に苦しんだ（からである）。「袁僑」は、濤塗の四世の孫である。
㊟僖公四年に「齊人執陳轅濤塗」とある。
傳晉侯使和組父告于諸侯
㊟陳が服したことを通告したのである。
傳秋叔孫豹及諸侯之大夫及陳袁僑盟　陳請服也
㊟諸國の君（自身）は來ず、大夫に盟わせたのは、（袁僑との）つりあいという點で、理にかなっている。
㊟經の注に「諸侯既盟　袁僑乃至　故使大夫別與之盟」とある。

傳晉侯之弟揚干亂行於曲梁

注「行」は、陳次（隊列）である。

附『史記』晉世家「悼公弟楊干亂行」の〈集解〉に「賈逵曰　行　陳也」とあるのを參照。また、『國語』晉語七「公子揚干亂行於曲梁」の韋注に「行　行列」とあるのを參照。

傳魏絳戮其僕

注「僕」は、御者である。

附文公十八年の傳文「而使歜僕」等の注に、同文がみえる。なお、その附を參照。また、『史記』晉世家「魏絳戮其僕」の〈集解〉に「賈逵曰　僕　御也」とあるのを參照。

傳晉侯怒　謂羊舌赤曰　合諸侯　以爲榮也　揚干爲戮　何辱如之　必殺魏絳　無失也　對曰　絳無貳志　事君不辟難　有罪不逃刑　其將來辭　何辱命焉　言終　魏絳至授僕人書

注「僕人」は、晉侯の御僕（とりつぎ）である。

附『國語』晉語七「授僕人書」の韋注に「僕人　掌傳命」とあるのを參照。

なお、疏に「服虔云　謂敢斬揚干之僕　是不辟獲死之難」とある。

傳將伏劒　士魴張老止之　公讀其書　曰　日君乏使　使臣斯司馬

注「斯」は、此である（『爾雅』釋詁）。

附異說として、楊樹達『讀左傳』に「斯當讀爲司　主也　使臣斯司馬　謂使臣主司馬之官也　古音司斯同　故得相通假」とある。ちなみに、『國語』晉語七に「使臣狃中軍之司馬」とあり、韋注に「狃　正也」とある。

傳臣聞　師衆以順爲武

注「順」とは、違反しないということである。

傳軍事有死無犯爲敬

注官を守り法を行ない、死んでも違反することがない、ということである。

傳君合諸侯　臣敢不敬　君師不武　執事不敬　罪莫大焉　臣懼其死　以及揚干　無所逃罪

注（「懼其死」とは）自ら不武・不敬の罪を犯すことをおそれた、ということである。

傳不能致訓　至於用鉞

注「用鉞」とは、揚干の御者を斬った、ということである。

傳臣之罪重　敢有不從以怒君心

注刑戮に從わないなどということはしない、ということである。

傳請歸死於司寇

注尸（しかばね）を司寇にわたして處分させる、ということである。

傳公跣而出　曰　寡人之言　親愛也　吾子之討　軍禮也　寡人有弟　弗能教訓　使干大命　寡人之過也　子無重寡人之過

注絳の死をきくことは、過ちをかさねることである。

傳敢以爲請

注請うて死なないようにさせたのである。

傳晉侯以魏絳爲能以刑佐民矣　反役　與之禮食　使佐新軍

注羣臣は（普通）旅會する（だけである）が、今ここでは、絳を顯彰しようとしたから、特別に彼（一人）のために禮食を設けたのである。

附注の「旅會」は、意味がよくわからない。あるいは、所謂「旅酬」の意か（？）。それならば、『儀禮』大射に「賓告于擯者　請旅諸臣　擯者告于公　公許」とあり、注に「旅　序也　賓欲以次序勸諸臣酒」とあるのを參照。なお、疏に「世族譜　魏顆魏絳　俱是魏犨之子　顆長生頡　則絳是頡之叔父　顆別爲令狐氏　絳爲魏氏　蓋顆長而庶　絳幼而適故也」とあり、また、「服虔云　於是魏頡卒矣　使趙武將新軍代魏頡　升魏絳佐新軍代趙武也」とある。

傳張老爲中軍司馬

注魏絳に代わったのである。

附『國語』晉語七「使張老爲司馬」の韋注に「代魏絳」とあるのを參照。なお、成公十八年の傳文に「魏絳爲司馬」とある。

傳士富爲候奄

注張老に代わったのである。「士富」は、士會の一族である。

附『國語』晉語七「使范獻子爲候奄」の韋注に「代張老候奄　元候也　獻子　范文子之族昆弟士富也」とあるのを參照。なお、成公十八年の傳文に「張老爲候奄」とある。

傳楚司馬公子何忌侵陳　陳叛故也

傳許靈公事楚　不會于雞澤　冬晉知武子帥師伐許

〔襄公四年〕

經四年春王三月己酉陳侯午卒

注（名を書いているのは）前年に大夫が雞澤で盟った（からである）。「三月」に「己酉」はない。日の誤りである。

附注の前半については、三年に「戊寅叔孫豹及諸侯之大夫及陳袁僑盟」とある。なお、僖公二十三年の傳文に「凡諸侯同盟　死則赴以名　禮也」とあるのを參照。注の後半については、下の傳文に「三月陳成公卒」とあ

る。

經夏叔孫豹如晉

經秋七月戊子夫人姒氏薨

㊟成公の妾で、襄公の母である。「姒」は、杞の姓である。

㊟公羊傳文に「定弋者何　襄公之母也」とあり、何注に「襄公者　成公之妾子」とあるのを參照。

經葬陳成公

㊟傳はない。

經八月辛亥葬我小君定姒

㊟傳はない。「定」は、謚（おくりな）である。同盟の國に赴告し、姑に祔祭し、反哭して喪をととのえるなど、いづれもみな、正夫人の禮をもってしたのは、母は子によって貴い、からである。（死んだ）翌月に葬ったのは、はやすぎる。

㊟注の「赴同　祔姑　反哭成喪　皆以正夫人禮」については、隱公三年の傳文に「夏君氏卒　聲子也　不赴於諸侯　不反哭于寢　不祔于姑　故不曰薨　不稱夫人　故不言葬」とあり、注に「夫人喪禮有三　薨則赴於同盟之國一也　既葬　日中自墓反　虞於正寢　所謂反哭于寢　二也　卒哭而祔於祖姑　三也　若此　則書曰夫人某氏薨葬我小君某氏　此備禮之文也」とある。

注の「母以子貴」については、疏に引く『釋例』に「凡妾子爲君　其母猶爲夫人　雖先君不命其母　母以子貴其適夫人薨　則尊得加於臣子　而內外之禮　皆如夫人矣　故姒氏之喪　責以小君不成　成風之喪　王使來會葬傳曰禮也　夫人姒氏　薨葬皆以禮備爲文　明季文子雖議從畧賤　聞匠慶之言　懼而備禮　殯葬無闕也　禮　公子爲其母練冠縓緣　既葬除之　及其嗣位爲君　非復公子適母薨則申其母尊　而先儒同之公子　亦謬矣」とある。

なお、隱公元年の公羊傳文に「母以子貴」とあり、何注に「禮　妾子立　則母得爲夫人」とあるのを參照。

注の「踰月而葬　速」については、隱公元年の傳文に「天子七月而葬　同軌畢至　諸侯五月　同盟至　大夫三月同位至　士踰月　外姻至」とあり、注に「踰月　度月也」とある。なお、その㊟を參照。

經冬公如晉

經陳人圍頓

傳四年春楚師爲陳叛故　猶在繁陽

㊟前年に何忌の師が陳を侵し、今ここで、依然としてひき

あげていなかった。「繁陽」は、楚地で、汝南の鮦陽縣の南部にあった。

(附)三年の傳文に「楚司馬公子何忌侵陳　陳叛故也」とある。なお、『續漢書』郡國志二に「汝南郡（中略）宋　公國（中略）有繁陽亭」とあるのを參照。

(傳)韓獻子患之　言於朝曰　文王帥殷之叛國以事紂　唯知時也

(注)時機としてまだ爭うべきではないことを知っていた、ということである。

(傳)今我易之　難哉

(注)（今の）晉の力ではまだ楚を服することが出來ないから、陳を受け入れるのは時機尚早である、ということである。

(傳)三月陳成公卒　楚人將伐陳　聞喪乃止

(注)軍禮では、喪を伐ってはならない。

(附)十九年の傳文に「晉士匄侵齊　及穀　聞喪而還　禮也」とある。

(傳)陳人不聽命

(注)楚の命をきかなかった。

(傳)臧武仲聞之　曰　陳不服於楚　必亡　大國行禮焉　而不服　在大猶有咎　而況小乎　夏楚彭名侵陳　陳無禮故也

(注)下の「陳（人）圍頓」のために傳したのである。

(傳)穆叔如晉　報知武子之聘也

(注)武子の聘は、元年にある。

(附)元年の傳文に「冬衛子叔晉知武子來聘　禮也」とある。

(傳)晉侯享之　金奏肆夏之三　不拜

(注)「肆夏」は、樂曲の名である。『周禮』では、「鐘鼓によって九夏を演奏し」、その第二が「肆夏」、一名〝樊〟であり、第三が「韶夏」、一名〝遏〟であり、第四が「納夏」、一名〝渠〟である。おそらく、鐘を擊って、この三夏の曲を演奏したのであろう。

(附)『周禮』鐘師に「凡樂事　以鐘鼓奏九夏　王夏肆夏昭夏納夏章夏齊夏族夏祴夏驚夏」とあり、注に「杜子春云（中略）春秋傳曰　穆叔如晉　晉侯享之　金奏肆夏三　不拜（中略）國語曰　金奏肆夏繁遏渠　天子所以享元侯　肆夏繁遏渠　所謂三夏矣」とあるのを參照。また、『國語』魯語下「夫先樂金奏肆夏樊遏渠　天子所以饗元侯也」の韋注に「金奏　以鐘奏樂也　肆夏一名樊　韶夏一名遏　納夏一名渠　此三夏曲也」とあるのを參照。

(傳)工歌文王之三　又不拜

(注)「工」は、樂人である。「文王之三」とは、大雅の首の〝文王〟〝大明〟〝綿〟である。

(附)『禮記』樂記「乙賤工也」の注に「樂人稱工」とあるのを參照。また、『國語』魯語下に「夫歌文王大明緜　則兩君相見之樂也」とあり、韋注に「文王大明緜　大雅之

首　文王之三也」とあるのを参照。

傳歌鹿鳴之三　三拜

注（「鹿鳴之三」とは）小雅の首の〝鹿鳴〟〝四牡〟〝皇皇者華〟である。

附下の傳文に「鹿鳴　君所以嘉寡君也　敢不拜嘉　四牡　君所以勞使臣也　敢不重拜　皇皇者華　君教使臣曰　必諮於周（中略）敢不重拜」とある。

傳韓獻子使行人子員問之

注「行人」は、使命を通達する官（外交官）である。

附『論語』憲問「行人子羽脩飾之」の〈集解〉に「馬曰（中略）行人　掌使之官」とあるのを参照。

傳曰　子以君命辱於敝邑　先君之禮　藉之以樂　以辱吾子

注「藉」は、薦（すすめる）である。

附文公十二年の傳文「所以藉寡君之命結二國之好」等の注に、同文がみえる。

傳吾子舍其大　而重拜其細　敢問何禮也　對曰　三夏　天子所以享元侯也　使臣弗敢與聞

注「元侯」は、牧伯（諸侯の長）である。

附『國語』魯語下「夫先樂金奏肆夏樊遏渠　天子所以饗元侯也」の韋注に「元侯　牧伯也」とあるのを参照。

傳文王　兩君相見之樂也　臣不敢及

注「及」は、與である（『爾雅』釋詁）。「文王之三」（〝文王〟以下の三篇）は、いづれもみな、文王の明德が天命を受けて周をおこしたことを稱えたものであるから、諸侯が會同する際に演奏するのである。

附『詩』大雅〈文王〉の序に「文王　文王受命作周也」とあるのを参照。

傳鹿鳴　君所以嘉寡君也　敢不拜嘉

注晉は、叔孫を嘉賓（立派な賓客）としたから、〝鹿鳴〟の詩を歌い、その中の「わが方にも嘉賓がいる」というところに（意義を）取ったのである。叔孫は君命を奉じてやって來たから、叔孫をほめるということは、つまり、魯の君をほめるということである。

傳四牡　君所以勞使臣也　敢不重拜

注詩は、使臣が四牡に乘り、騑騑然と、進行して止まらず、勤勞する、ということを言っている。晉は、叔孫が來聘したから、この詩によってねぎらったのである。

附『詩』小雅〈四牡〉に「四牡騑騑」とあり、毛傳に「騑騑　行不止之貌」とあるのを参照。また、『國語』魯語下「四牡　君之所以章使臣之勤也　敢不拜章」の韋注に「言臣奉命勞勤於外　述敍其情以歌樂之　所以著其勤勞也」とあるのを参照。

傳皇皇者華　君教使臣曰　必諮於周

注「皇皇者華」は、君が使臣をつかわす詩であり、忠臣が

使いに出ると、皇皇たる華のように、よく君命を光りかがやかせる、ということを言い、また、（それには）忠信（の人）にたづねて、自分の至らないところを補わなければならない、ということを言っている。忠信（の人）を「周」という。その詩に「周に諏をたづねる」とあり、「周に謀をたづねる」とあり、「周に度をたづねる」とあり、「周に詢をたづねる」とある。必ず、忠信の人にこれらの四事をたづねる、ということである。

(附)注の前半については、『詩』小雅〈皇皇者華〉の序に「皇皇者華　君遣使臣也　送之以禮樂　言遠而有光華也」とあり、鄭注に「言臣出使　能揚君之美　延其譽於四方　則爲不辱命也」とあり、同第一章「皇皇者華　于彼原隰」の毛傳に「忠臣奉使　能光君命　無遠無近　如華不以高下易其色」とあるのを參照。また、『國語』魯語下「皇皇者華　君教使臣曰　每懷靡及」の韋注に「皇皇者華　君遣使臣之樂也（中略）言臣奉使當榮顯於君　如華之色煌煌然」とあるのを參照。

注の後半については、〈皇皇者華〉第二章「周爰咨諏」の毛傳に「忠信爲周」とあるのを參照。また、『國語』魯語下に「忠信爲周」とあり、韋注に「言當諮之於忠信之人」とあるのを參照。また、同魯語下に「諏謀度詢　必諮於周」とあり、韋注に「言諏謀度詢　必當諮之於忠信之人也」とあるのを參照。

傳臣聞之　訪問於善爲咨

(注)善道をたづねるのである。

(附)〈皇皇者華〉第二章「周爰咨諏」の鄭箋に「訪問求善道也」とあるのを參照。

傳咨親爲詢

(注)親戚の義をたづねるのである。

(附)〈皇皇者華〉第五章「周爰咨詢」の毛傳に「親戚之謀爲詢」とあるのを參照。また、『國語』魯語下「咨親爲詢」の韋注に「詢親戚之謀也」とあるのを參照。

傳咨禮爲度

(注)禮宜をたづねるのである。

(附)〈皇皇者華〉第四章「周爰咨度」の毛傳に「咨禮義所宜爲度」とあるのを參照。また、『國語』魯語下「咨義爲度」の韋注に「咨禮義爲度」とあるのを參照。

傳咨事爲諏

(注)政事をたづねるのである。

(附)疏に引く『國語』魯語下「咨材爲諏」の孔晁注に「材謂政幹也」とある。

傳咨難爲謀

(注)患難をたづねるのである。

傳臣獲五善　敢不重拜

㊟「五善」とは、諮・詢・度・諏・謀をいう。
㊟〈皇皇者華〉第五章「周爰咨詢」の鄭箋に「五者　咨也　諏也　謀也　度也　詢也」とあるのを参照。

傳秋定姒薨　不殯于廟　無槨　不虞
㊟「槨」は、身に近い棺〔内棺〕である。季孫は、定姒が本來、卑賤で、器物の準備もなかったから、その喪制をはかって、柩をひいて廟にたちよることをせず、また、反哭もしない、ように定めたのである。
㊟注の「槨　親身棺」については、二年の傳文「以自爲槨與頌琴」の注に「槨　棺也」とある。なお、その㊟を参照。
注の「殯不過廟」については、僖公八年の傳文「不殯于廟」の注に「將葬又不以殯過廟」とある。なお、その㊟を参照。
注の「不反哭」については、隱公三年の傳文に「不反哭于寢」とあり、注に「夫人喪禮有三（中略）既葬　日中自墓反　虞於正寢　所謂反哭于寢　二也」とある。

傳匠慶謂季文子
㊟「匠慶」は、魯の大匠である。
㊟『孟子』盡心上に「大匠不爲拙工改廢繩墨」とあるのを参照。

傳曰　子爲正卿　而小君之喪不成
㊟季孫が定めたようにすれば、夫人としての禮がととのわなくなる、ということである。

傳不終君也
㊟その母をあなどるということは、君につかえる道を全うしないということである。
㊟異說として、『會箋』に「人子事親　以送死爲終事　君母之喪不成　則君於事親之道不終　故曰不終君　謂不終君之事也」とあり、また、楊伯峻『春秋左傳注』に「終爲送終　論語學而篇　愼終追遠　民德歸厚矣　足見當時于父母之喪　必盡致其情　不終君者　謂不使魯襄公終其生母之喪也　杜注謂不終事君之道　誤」とある。

傳君長　誰受其咎
㊟襄公が成長したとき、季孫を責めるであろう、ということである。

傳初季孫爲己樹六檟於蒲圃東門之外
㊟「蒲圃」は、場圃の名である。季文子は、檟をうえていて、自分の槨にするつもりだった。

傳匠慶請木
㊟定姒のために槨を作ろうとしたのである。

傳季孫曰　略
㊟道によらずに〔勝手に〕取るのを「略」という。

(附)宣公十五年の傳文「壬午晉侯治兵于稷　以畧狄土」の注に「畧　取也」とある。なお、その(附)を參照。
なお、異說として、楊伯峻『春秋左傳注』に「略　簡略　謂不必選擇美木　杜注　不以道取爲略　沈欽韓補注且引漢律謂略爲盜竊　以魯之正卿葬國君夫人　而使人盜竊棺木　蓋無此理」とある。

(傳)匠慶用蒲圃之櫝　季孫不御

(注)「御」は、止である。傳は、そのまま禮をととのえることが出來た、ということを言っているのであり、だから、經に異文〈正禮(を備えた場合)と異なる表現〉がないのである。

(附)經の注に「赴同　祔姑　反哭成喪　皆以正夫人禮　母以子貴」とある。なお、その(附)を參照。

(傳)君子曰　志所謂　多行無禮　必自及也　其是之謂乎

(傳)冬公如晉聽政

(注)貢賦の數量の指示を受けたのである。

(附)成公十二年の傳文「鄭伯如晉聽成」の注に「聽猶受也」とある。また、八年の傳文「春公如晉　朝且聽朝聘之數」の注に「晉悼復脩霸業　故朝而稟其多少」とある。

(傳)晉侯享公　公請屬鄫

(注)「鄫」は、小國である。須句や顓臾と同じように、魯に附屬させ、魯を助けて貢賦を出させる、ことが出來るよう、願ったのである。公はこの時、年齡が七歲であったから、おそらく、相者〈かいぞへ〉が公に代わって言上したのであろう。「鄫」は、今の琅邪の鄫縣である。

(附)注の「如須句顓臾之比」については、僖公二十二年「春公伐邾取須句」の注に「須句雖別國　而削弱　不能自通爲魯私屬　若顓臾之比」とある。なお、その(附)を參照。
注の「公時年七歲」については、元年「春王正月公卽位」の注に「於是公年四歲」とある。なお、その(附)を參照。
注の「相者」については、成公二年の傳文「使相告之曰」の注に「相　相禮者」とある。なお、その(附)を參照。
注の「鄫　今琅邪鄫縣」については、僖公十四年「夏六月季姬及鄫子遇于防　使鄫子來朝」の注に、ほぼ同文がみえる。なお、『續漢書』郡國志三に「琅邪國（中略）繒　侯國」とあるのを參照。

(傳)晉侯不許　孟獻子曰　以寡君之密邇於仇讎　而願固事君無失官命

(注)(「官命」とは)晉の官の徵發の命である。

(傳)鄫無賦於司馬

(注)晉の司馬は、諸侯の賦もつかさどっていた。

(傳)爲執事朝夕之命敝邑　敝邑褊小　闕而爲罪

(注)「闕」は、不共(供へない)である。

(附)隱公十一年の傳文に「君謂許不共」とあり、注に「不共職貢」とある。

(傳)寡君是以願借助焉

(注)鄶を借りて自分の補助にしたい、ということである。

(傳)晉侯許之

(注)明年の「叔孫豹鄶世子巫如晉」のために傳したのである。

(傳)楚人使頓間陳而侵伐之　故陳人圍頓

(注)「間」は、間缺(すき)をうかがう、ということである。

(附)成公十八年の傳文に「以間吾釁」とある。

(傳)無終子嘉父使孟樂如晉

(注)「無終」は、山戎の國名で、「孟樂」は、その使臣である。

(附)昭公元年の傳文「晉中行穆子敗無終及羣狄于大原」の注に「無終　山戎」とあり、その疏に「釋例土地名以北戎山戎無終三名爲一」とある。なお、『國語』晉語七「無終子嘉父使孟樂因魏莊子納虎豹之皮以和諸戎」の韋注に「無終　山戎之國（中略）孟樂　嘉父之臣」とあるのを參照。

(傳)因魏莊子納虎豹之皮　以請和諸戎

(注)戎が晉と和平することを願ったのである。「莊子」は、魏絳である。

(附)上の(附)に引いた韋注のつづきに「莊子　魏絳　和諸戎諸戎欲服從於晉」とあるのを參照。

(傳)晉侯曰　戎狄無親而貪　不如伐之　魏絳曰　諸侯新服陳新來和　將觀於我　我德　則睦　否　則攜貳　勞師於戎　而楚伐陳　必弗能救　是棄陳也　諸華必叛

(注)「諸華」は、中國である。

(附)閔公元年の傳文「諸夏親暱　不可弃也」の注に「諸夏中國也」とある。なお、その(附)を參照。また、『國語』晉語七「勞師於戎　而失諸華」の韋注に「諸華　華夏」とあるのを參照。

(傳)戎　禽獸也　獲戎失華　無乃不可乎　夏訓有之曰　有窮后羿

(注)「夏訓」は、夏書である。「有窮」は、國の名である。「后」は、君である。「羿」は、有窮の君の號である。

(附)『書』夏書〈五子之歌〉「有窮后羿」の僞孔傳に「有窮國名　羿　諸侯名」とあるのを參照。

(傳)公曰　后羿何如

(注)魏絳の言葉が（その前と）つづいていない（唐突に后羿をもち出した）ことを怪しんだから、たづねたのである。

(傳)對曰　昔有夏之方衰也　后羿自鉏遷于窮石　因夏民以代夏政

㊟禹の孫の大康は、淫亂なため國を失った。夏人はその弟の仲康を立てたが、仲康もまた微弱であった。仲康が卒し、子の相が立つと、そこで羿が相にとって代わり、「有窮」と號した。「鉏」は、羿の本國の名である。

㊟『史記』夏本紀に「夏后帝啓　禹之子（中略）夏后帝啓崩　子帝大康立　帝大康失國（中略）弟中康立（中略）中康崩　子帝相立」とあるのを參照。

なお、注の「伐相」の「伐」は、諸本に從って、「代」に改める。

傳侍其射也

㊟羿は弓が上手であった（『論語』憲問）。

㊟疏に「賈逵云　羿之先祖　世爲先王射官　故帝嚳賜羿弓矢　使司射」とある。

傳不脩民事　而淫于原獸

㊟原野でしたい放題（狩を）した。

傳棄武羅伯因熊髡尨圉

㊟四子は、いづれもみな、羿の賢臣である。

㊟『史記』夏本紀「中康崩　子帝相立　帝相崩　子帝少康立」の〈正義〉に引く『帝王紀』に「棄其良臣武羅伯姻熊髡尨圉」とあるのを參照。

なお、傳の「伯因」の「因」は、校勘記に從って、「因」に改める。

傳而用寒浞　寒浞　伯明氏之讒子弟也

㊟「寒」は、國（名）である。北海の平壽縣の東部に寒亭がある。「伯明」は、その君の名である。

㊟『續漢書』郡國志四に「北海國（中略）平壽（中略）有寒亭　故寒國」とあるのを參照。

傳伯明后寒棄之　夷羿收之

㊟「夷」は、氏である。

傳信而使之　以爲己相　浞行媚于內

㊟「內」は、宮（中の婦）人である。

傳而施賂于外　愚弄其民

㊟民をあざむいたのである。

傳而虞羿于田

㊟羿を狩で樂しませたのである。

㊟楊樹達『讀左傳』昭公四年「恃險與馬　而虞鄰國之難」の項に「虞讀爲娛　說文女部云　娛　樂也」とあるのを參照。

傳樹之詐慝　以取其國家

㊟「樹」は、立である。

㊟成公二年の傳文「樹德而濟同欲焉」等の注に、同文がみえる。なお、その㊟を參照。

傳外內咸服

㊟浞の詐僞を信じたのである。

傳 羿猶不悛

注 「悛」は、改である。

附 成公十三年の傳文「康猶不悛」等の注に、同文がみえる。なお、その附を参照。

傳 將歸自田

注 羿が狩からもどろうとしたのである。

傳 家衆殺而亨之　以食其子

注 羿の子に食べさせようとしたのである。

傳 其子不忍食諸　死于窮門

注 その子を國門で殺したのである。

傳 靡奔有鬲氏

注 「靡」は、夏の遺臣で、羿につかえていた者である。「有鬲」は、國名で、今の平原の鬲縣である。

附 注の前半については、『史記』夏本紀「中康崩　子帝相立　帝相崩　子帝少康立」の〈正義〉に引く『帝王紀』に「初　夏之遺臣曰靡　事羿　羿死　逃於有鬲氏」とあるのを参照。

注の後半については、『續漢書』郡國志四に「平原郡（中略）鬲　侯國　夏時有鬲君」とあるのを参照。

傳 淫因羿室

注 羿の妃妾をそのままうけついだ（自分のものにした）のである。

傳 生澆及豷　恃其讒慝詐僞　而不德于民　使澆用師滅斟灌及斟尋氏

注 二國は、夏の同姓の諸侯で、仲康の子の后相がたよった所である。樂安の壽光縣の東南部に灌亭があり、北海の平壽縣の東南部に斟亭がある。

附 注の前半については、哀公元年の傳文「昔有過澆殺斟灌以伐斟鄩」の注に「二斟　夏同姓諸侯」とあり、つづく傳文「滅夏后相」の注に「后相失國　依於二斟　復爲澆所滅」とある。なお、『史記』吳世家「昔有過氏殺斟灌以伐斟尋　滅夏后帝相」の〈集解〉に「賈逵曰（中略）斟灌斟尋　夏同姓也　夏后相依斟灌而國　故曰殺夏后相也」とあるのを参照。なお、注の「二國　夏同姓諸侯」については、疏に「世本文也」とある。

注の後半については、『漢書』地理志上「北海郡（中略）平壽」の注に「應劭曰　古斟尋　禹後　今斟城是也」とあり、同「北海郡（中略）壽光」の注に「應劭曰　古斟灌　禹後　今灌亭是」とあるのを参照。

傳 處澆于過　處豷于戈

注 「過」・「戈」は、いづれもみな、國名である。東萊の掖縣の北部に過鄉がある。「戈」は、宋・鄭の間にあった。

附 注の「過戈　皆國名」については、哀公元年の傳文「遂滅過戈」の注に「過　澆國　戈　豷國」とある。なお、

『史記』吳世家「昔有過氏」の〈集解〉に「賈逵曰　過國名也」とあるのを參照。

注の「東萊掖縣北有過鄉」については、『續漢書』郡國志四に「東萊郡（中略）掖　侯國　有過鄉」とあるのを參照。

注の「戈　在宋鄭之間」については、哀公十二年の傳文に「宋鄭之間有隙地焉　曰彌作頃丘玉暢嵒戈錫」とある。

傳靡自有鬲氏　收二國之燼

注「燼」は、遺民である。

附『詩』大雅〈桑柔〉「民靡有黎　具禍以燼」の鄭箋に「災餘曰燼」とあるのを參照。また、『國語』吳語「既罷弊其民　而天奪之食　安受其燼」の韋注に「燼　餘也」とあるのを參照。なお、成公二年の傳文に「請收合餘燼」とある。

傳以滅浞而立少康

注「少康」は、夏后相の子である。

附哀公元年の傳文に「后緡方娠　逃出自竇（注　后緡　相妻）歸于有仍　生少康焉」とある。なお、『史記』夏本紀に「帝相崩　子帝少康立」とあるのを參照。

傳少康滅澆于過　后杼滅豷于戈

注「后杼」は、少康の子である。

附哀公元年の傳文「使季杼誘豷」の注に「季杼　少康子后杼也」とある。なお、『史記』夏本紀に「帝少康崩　子帝予立」とあるのを參照。また、『國語』魯語上「杼能帥禹者也　夏后氏報焉」の韋注に「杼　禹後七世　少康之子季杼也」とあるのを參照。

傳有窮由是遂亡　失人故也

注浞は、羿の妃妾をそのままうけついだから、「有窮」という號を改めなかったのである。

附上の傳文に「浞因羿室」とあり、注に「就其妃妾」とある。なお、『史記』夏本紀「帝相崩　子帝少康立」の〈正義〉に引く『帝王紀』に「寒浞襲有窮之號　因羿之室」とあるのを參照。

傳昔周辛甲之爲大史也　命百官　官箴王闕

注「辛甲」は、周の武王の大史である。「闕」は、過（あやまち）である。百官に、それぞれ箴辭をつくって王の過ちを戒めさせたのである。

附元年の傳文「謀事補闕」の注に「闕猶過也」とある。なお、その附を參照。また、宣公十二年の傳文「箴之曰」の注に「箴　誡」とある。

傳於虞人之箴

注「虞人」は、狩獵をつかさどる。

附昭公二十年の傳文に「十二月齊侯田于沛　招虞人以弓不進」とあり、注に「虞人　掌山澤之官」とある。

傳曰　芒芒禹迹　畫爲九州

㊟「芒芒」は、遠いさまである。「畫」は、分〔わける〕である。

傳經啓九道

㊟九州の道をひらいたのである。

傳民有寢廟　獸有茂草　各有攸處　德用不擾

㊟人と神とに、それぞれ、おちつく場所〔寢と廟〕があったから、德が亂れなかったのである。

附『書』胤征「俶擾天紀　遐棄厥司」の僞孔傳に「擾　亂」とあるのを參照。

なお、異說として、『會箋』に「此傳寢廟與茂草相對明指人之居室言之　此將諫晉侯好田獵　故言人獸各有所處　初不相礙　以示人不可從獸無厭　其義自明　杜泥寢廟二字　解曰人神各有所歸　故德不亂　誤矣」とある。ただし、校勘記に「沈彤云　人神當作人獸」とあるのに從って、もし文字を改めれば、『會箋』の異說は成り立たなくなる。

傳在帝夷羿　冒于原獸

㊟「冒」は、貪である。

附文公十八年の傳文「貪于飲食　冒于貨賄」の注に「冒亦貪也」とある。なお、その附を參照。

傳忘其國恤　而思其麀牡

㊟狩獵のことばかり考えていた、ということである。

傳武不可重

㊟「重」は、數〔かずかさねる〕と同じである。

附異說として、疏に「服虔云　重猶大也　言武事不可大任」とある。

傳用不恢于夏家

㊟羿は、武事を好んだため、夏家を所有はしたけれども、それを大きくすることが出來なかった。

附『說文』に「恢　大也」とあるのを參照。

傳獸臣司原　敢告僕夫

㊟「獸臣」は、虞人である。「告僕夫」とは、尊者を指斥することを憚ったのである。

附上の傳文に「於虞人之箴」とあり、注に「虞人　掌田獵」とある。なお、僖公二十六年の傳文「使下臣犒執事」の注に「言執事　不敢斥尊」とあるのを參照。

傳虞箴如是　可不懲乎　於是晉侯好田　故魏絳及之

㊟后羿の事に言及したのである。

附上の傳文に「夏訓有之曰　有窮后羿　公曰　后羿何如」とあり、注に「怪其言不次　故問之」とある。

傳公曰　然則莫如和戎乎　對曰　和戎有五利焉　戎狄荐居貴貨易土

㊟「荐」は、聚である。「易」は、輕と同じである。

(附)注の「荐　聚也」については、『國語』晉語七「且夫戎狄荐處」の韋注に「荐　聚也」とあるのを參照。なお、異說として、疏に「服虔云　荐　草也　言狄人逐水草而居　徙無常處」とある。

注の「易猶輕也」については、『國語』晉語七「貴貨而易土」の韋注に「易　輕也」とあるのを參照。

(傳)土可賈焉　一也　邊鄙不聳　民狎其野　穡人成功　二也

(注)「聳」は、懼である。「狎」は、習である。

(附)注の「聳　懼」については、昭公六年の傳文「聳之以行」等の注に、同文がみえる。なお、『國語』周語下「身聳除潔」の韋注に「聳　懼也」とあるのを參照。ちなみに、成公十四年の傳文に「大夫聞之　無不聳懼」とある。

注の「狎　習也」については、昭公二十三年の傳文「民狎其野」の注に「狎　安習也」とある。

(傳)戎狄事晉　四鄰振動　諸侯威懷　三也　以德綏戎　師徒不勤　甲兵不頓　四也

(注)「頓」は、壞である。

(附)『國語』周語上「其無乃廢先王之訓而王幾頓乎」の韋注に「頓　敗也」とあるのを參照。

(傳)鑒于后羿　而用德度

(注)后羿を鑒戒とする、ということである。

(傳)遠至邇安　五也　君其圖之　公說　使魏絳盟諸戎　脩民事　田以時

(注)傳は、晉侯がよく善謀を採用したことを言っているのである。

(附)二年の傳文「豈唯寡君賴之」の注に「傳言荀罃能用善謀」とある。

(傳)冬十月邾人莒人伐鄫　臧紇救鄫　侵邾　敗于狐駘

(注)「臧紇」は、武仲である。鄫は魯に附屬していたから、救援したのである。「狐駘」は、邾地である。魯国の蕃縣の東南部に目台亭がある。

(附)注の「臧紇　武仲也」については、上の傳文に「臧武仲聞之」とある。

注の「鄫屬魯」については、上の傳文に「公請屬鄫（中略）晉侯許之」とある。

なお、注の「邾也」の「也」は、諸本に從って、「地」に改める。

(傳)國人逆喪者皆髽　魯於是乎始髽

(注)「髽」とは、麻と髮とを結い合わせるのである。（たくさんの戰死者がでて）喪事に遭遇する者が多かったため、凶服が足りなかったから、髽するだけですませたのである。

(附)疏に「鄭衆以爲枲麻與髮相半結之」とある。なお、『孔

子家語』曲禮子貢問に「臧武仲率師與邾人戰于狐鮐　遇敗焉　師人多喪而無罰」とあるのを參照。

(傳)國人誦之曰　臧之狐裘　敗我於狐駘

(注)臧紇は、この時、狐裘を着ていたのである。

(傳)我君小子　朱儒是使　朱儒朱儒　使我敗於邾

(注)襄公は幼少だったから、「小子」と言っているのである。臧紇は背が低かったから、「朱儒」と言っているのである。敗れたことを(經に)書いていないのは、魯人が諱んだからである。

(附)注の「襄公幼弱　故曰小子」については、元年「春王正月公卽位」の注に「於是公年四歲」とある。なお、異說として、沈欽韓『春秋左氏傳補注』に「抑之詩　實虹小子　於乎小子　皆稱厲王也　箋云　禮天子未除喪　稱小子　按晉有小子侯　襄公在定姒之喪故也」とある。注の「臧紇短小　故曰朱儒」(諸本に從って、「短」の下に「小」を補う)については、『國語』晉語四「侏儒不可使援」の韋注に「侏儒　短者」とあるのを參照。